

令和4年安中市教育委員会 7月期定例会 会議録

日時 令和4年7月27日(水) 午後2時から午後2時45分まで

場所 松井田庁舎2階 第4会議室

出席者

【教育委員】

委員 金井 裕之

委員 中島 卯

委員 佐藤 和子

委員 高橋 恵美

【事務局】

教 育 長 竹内 徹

教 育 部 長 小黒 勝明

総 務 課 長 戸塚 政明

学校教育課長 城田 敬子

生涯学習課長 萩原 陽子

文化財保護課長 久保庭 高明

スポーツ課長 石田 典久

※ 読みやすさ等のため、発言の内容や趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回し等を整理しています。

◇ 総務課長

皆様、こんにちは。総務課長の戸塚です。

本日は、ご多用のところ、安中市教育委員会定例会にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

会議の開催に先立ち、連絡事項がございます。議案38号の資料につきまして差し替えがありますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会議の開催にあたり、教育長よりご挨拶申し上げます。

○ 竹内教育長

* 挨拶

◇ 総務課長

ありがとうございました。

以後会議の進行は、教育長にお願いいたします。

○ 竹内教育長

それでは、只今から、令和4年安中市教育委員会 7月期定例会を開会します。次第に従い、日程第3「承認事項」に入ります。

前回定例会の会議録の承認について、事務局からお願いします。

◇ 総務課長

前回定例会の会議録については、事前にご確認をいただいていると思いますので、朗読は省略をいたします。

ご承認をいただけましたら、本会議終了後にご署名をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○ 竹内教育長

何かご意見やご質問等がありますか。

* 委員から意見等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、承認とさせていただきます。

次に、日程第4「諸般の報告」です。本会議の開催前に、配布した資料を用いて、委員の皆様には事前に報告をいたしました。

あらためて、ご意見やご質問等がありましたら、お願いいたします。

* 委員から意見等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、日程第5「議事」に入ります。

まず、議事の公開の是非について、お諮りいたします。

「議案第38号」は、群馬県教育委員会からの指導もあり、8月31日までは公開することができない案件です。

したがって、この議事は、非公開とすることが適当であると思われま

す。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書及び安中市教育委員会会議規則第22条の規定に基づき、「議案第38号」は、議事を非公開として審議をしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

* 異議なし

○ 竹内教育長

ご異議ないものと認めます。よって、「議案第38号」は、議事を非公開として審議をいたします。

まずは、報告、承認の案件です。

報告第14号 安中市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

◇ スポーツ課長

報告第14号安中市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、議案の朗読は省略をし、内容を説明いたします。

本日、議案の資料としてスポーツ基本法の抜粋と安中市スポーツ推進審議会条例を配布しましたので、合わせてご覧ください。

スポーツ推進審議会は、スポーツ基本法第31条の規定により、地方スポーツ推進計画、その他のスポーツ推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより審議会その他の合議制の機関を置くことができると定められています。これにより、本市では安中市スポーツ推進審議会条例を制定し、所掌事務、組織、委員定数、任期等を定めています。

今回の報告は、条例で定める委員の2年の任期が満了したことに伴い、新たに委嘱をするものです。委嘱年月日は、令和4年4月1日です。新たな任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間です。

条例で定めている委員定数は、15名以内です。今回委嘱をした者は、学識経験者、関係行政機関の職員、スポーツ団体の代表を選出区分として、各団体から推薦された方々です。今回委嘱をした委員は14名で、新任が3名、再任が11名です。

* 資料「安中市スポーツ推進審議会委員名簿」の「氏名」、「推薦団体」を読み上げた後、

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

報告第14号 安中市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、質疑がありましたら、お願いします。

◆ 金井委員

スポーツ推進審議会、スポーツ協会、スポーツ推進委員と3つありますが、それぞれの役割等を説明してもらえますか。

◇ スポーツ課長

スポーツ推進審議会は、スポーツの推進に関する重要事項について調査審議等を行う機関となっています。スポーツ協会は、競技団体が30、支部が15あり、全体で45の団体の組織となっていて、スポーツの競技団体の連合体がスポーツ協会で、以前は体育協会と呼ばれていたものです。スポーツ推進委員は、以前は体育指導委員と呼ばれていた方々で、地域スポーツの推進役として活動していただいています。各地域から選出されていて、地域の運動会や体育祭などで活躍していただいています。

○ 竹内教育長

ほかには無いようですので、報告第14号 安中市スポーツ推進審議会委員の委嘱について、承認される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、報告第14号は、報告のとおり承認されました。

続いて、議案に移ります。

議案第37号 安中市社会教育関係団体の認定について、事務局より説明をお願いします。

◇ 生涯学習課長

* 「議案第37号」を読み上げた後、

社会教育関係団体については、社会教育法第10条で「社会教育関係団体とは、

法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう」と規定されています。今回社会教育関係団体の認定申請が1件ありました。

* 会議資料「安中市社会教育関係団体認定申請団体一覧」に記載された各項目を読み上げた後、

【申請団体】

- ・ アート木れん

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第37号 安中市社会教育関係団体の認定について、質疑がありましたら、お願いします。

* 委員から質疑等は出なかった。

○ 竹内教育長

無いようですので、議案第37号 安中市社会教育関係団体の認定について、賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

先ほど決定したとおり、これからの議事は非公開とします。

議案第38号 令和5年度使用安中市立小学校中学校教科用図書の採択について、事務局より説明をお願いします。

◇ 学校教育課長

* 「議案第38号」を読み上げた後、

この議案は、令和5年度に市内公立小中学校で使用する教科用図書の採択をお願いするものです。教科書は複数の教科書会社から出版されていますが、その中からその地域の子供たちに適した教科書を採択することになっています。そして

この教科用図書採択については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律等に基づいて行われています。また、採択の権限は所管の教育委員会にあります。

採択の方法は、市町村を単位とする協同採択方式をとっており、教科用図書採択地区協議会が設けられています。

安中市は、令和元年度より、藤岡市・富岡市・多野郡・甘楽郡とともに「群馬県教科用図書採択西毛第二地区協議会」に所属しています。この協議会に所属する市町村立のすべての小中学校では、教科ごとに同じ教科用図書を使用するということになります。

採択の時期は、前年度の8月31日までとなっていますが、教科書は4年間同じものを使用することになっていて、小学校では令和2年度、中学校では、令和3年度から今の教科書を使用しています。よって、令和5年度使用安中市立小学校中学校教科用図書の採択については、形式採択となります。つまり、小学校は令和元年度に採択したものを令和2年度から令和5年度までの4年間、中学校は令和2年度に採択したものを令和3年度から令和6年度までの4年間使用します。次ページにその教科書の一覧があります。また、本日一覧にある教科書を隣の第5会議室に展示してありますので、お時間がある方は会議の後にご覧いただければと思います。

なお、小学校については、令和6年度から4年間使用する教科用図書採択が令和5年度に行われます。そして、西毛第二地区協議会の事務局が安中市の当番となっているので、ご承知おきいただければと思います。中学校については、令和6年度に教科用図書採択が行われる予定です。

説明は以上です。

○ 竹内教育長

説明が終わりました。

議案第38号 令和5年度使用安中市立小学校中学校教科用図書の採択について、質疑がありましたら、お願いします。

◆ 佐藤委員

説明に地域に適した教科書を採択するとありましたが、ほかの4地域がすべて同じような課題でないと思いますが、例えば具体的に適した教科書とは、どんな風に捉えればよいのでしょうか。

◇ 学校教育課長

それぞれの児童生徒が、それぞれ特性とか、学力が違うと思うので、一概にこれが適しているというのではないと思いますが、例えば教科書にある教材ですとか、資料ですとかを含めて、群馬県のこういうものが載っているので適しているとか、傾向としてゆっくり考えていけるような内容なのか、少し思考力を深めるような

内容になっているのかとか、そういうことを委員の中で審議をして決定をしているという状況です。

◆ 佐藤委員

安中市でもどこでも教育目標を作るので、それに合致する内容のものということなのですか。

◇ 学校教育課長

教科書は学習指導要領に基づいて、その内容を達成するように各社で考えて作っているのので、基本的にはどこの会社の教科書でも、それを学習することによって学習指導要領が目指す内容は網羅されていると思いますが、その進め方とか、取り上げ方が教科書会社によって多少異なりますので、どのような流れで進めていくのが適切なのか考えて決めている状況です。

○ 竹内教育長

今年度は4年間使う期間中ですので、形式採択となりますが、来年度中に次の令和6年度から使う小学校の教科書については、こういうものがふさわしいのではないかと推薦的な調査報告が出てきて、それに基づいて各教育委員会で採択をすることになります。その候補になる調査に当たる人は、藤岡市・富岡市・安中市・多野郡・甘楽郡で子供たちを教育している人なので、その地域の子供たちに最もふさわしいという観点で採択をしています。厳密にどこが地域に合ったかどうかは言えないですが、子供たちの教育に当たっている調査員の方の考え方を尊重して調査を進めています。

◆ 中島委員

自分の理解では、教科書はあくまでも教科書で、教科書を活用して指導するので、その学校教育目標に合っていれば、教育内容を教科書以外で、地域性とか学校独自のカリキュラムを組んで指導する。教科書はそれをすべて教えるのではなく、教科書を活用してその学校に合った教育するという視点で捉えれば、教科書は同じでもその学校に合った教育内容ができるという理解でよいと思う。教科書はあくまでも材料なので、それに沿って学校や安中市独自の教育をしたい場合は、教科書をそのように活用すればよいということである。

◆ 高橋委員

地域性の枠で西毛第二地区に入っているが、中学校は高校受験に向けて、高崎市のどこかの中学校は、公立だけどレベルが高いとか、保護者の中で話が出ることがあるが、地域性で分けているから、こういう差が生まれる懸念はないのでしょうか。

◇ 学校教育課長

教科書を教えるのではなく、教科書を使って教えるので、この教科書を選んだから学力が高いとか、教科書の採択による学力の差が生まれることはないと思います。

○ 竹内教育長

安中で採用されていない教科書についても、すべて文科省の審査を通っている、教育課程に合致したものであると認められています。その中から調査員が、どれが活用しやすいか、子供たちが学ぶためには、図面が多いとか、資料が多いとか、表現が分かりやすいとか、そのようないろいろな観点で選んでいるので、どの教科書を使っているからということではないと思います。

令和元年度以前までは、安中市は高崎市と共同採択をしていましたが、人口が多い高崎市のところに、安中市が入っていたので、第二地区の藤岡市・富岡市・多野郡・甘楽郡の児童生徒数とは格段の差がありました。どこの教科書会社も競争が激しく、採用されると4年間使われ、しかも、海外の日本人学校では一番採択の多い教科書が採択されることになっています。できるだけ県内でも児童生徒数の格差を是正しようということで、安中市が高崎市と別れることで、多少なりとも人数のバランスが変わるので地区の改定がありました。

◆ 中島委員

地域の学力の違いをできるだけ少なくするために、文科省の検定などの制度を取り入れて、学習指導要領の内容はどの教科書にも含まれているので、どの教科書を使うかによって差が出るような、子供たちに影響が出ることはないようにしたいという願いが、このような制度になっているということですよね。

○ 竹内教育長

実際の教科書が隣の会議室にありますので、見ていただいて、お手に取っていただくと、教科書会社によってレイアウトの違いとか、いろいろ特色がありますので、安中市の子供たちがこの教科書を使っているのかと見ていただければと思います。

今後、教科書は紙ベースの教科書とデジタル教科書となるようですが、安中市はデジタル教科書をどのように使っているのですか。

◇ 学校教育課長

デジタル教科書については、現在の使用状況は、教師用のデジタル教科書を5教科、国・数・社・理・英、すべての学校に配布していますので、先生方は必要に応じて、それを使いながら授業をしています。

児童生徒用は、文科省の実証事業として、小学校の5・6年生の英語と中学校1から3年生の英語については、全部の学校が実証事業として参加していますの

で配布されています。それから、小中学校ともに、もう1教科選択ができて、安中市の学校については、算数・数学か理科を選択して、そこから選んでいます。多くの学校は、算数・数学を選んでいます。一部理科を選んでいる小中学校もありまして、その自分の学校が選んだ教科を見守る児童生徒は、今年度一部タブレットを使ってデジタル教科書で学習を進めています。

○ 竹内教育長

実際に子供たちが、紙ベース教科書とデジタル教科書をうまく使いながら学んでいる様子を教育委員の皆様に見ていただきたいと思っておりますが、なかなかそのような機会がもてないので残念です。

今後はデジタル教科書を併用するのか、デジタル教科書にすべて移行するのか、まだ方向性は分かりません。

◆ 中島委員

先ほど話をした地域性でいうと、小学校3・4年生の地域を学ぶ授業では、全国同じものでは活用できないので、安中市は安中市独自の本「私たちの安中」というのを安中市の教職員が作って、それを活用して授業をしています。

○ 竹内教育長

ほかにはよろしいですか。それでは、議案第38号 令和5年度使用安中市立小学校中学校教科用図書採択について、賛成される委員の挙手を求めます。

* 挙手全員

○ 竹内教育長

挙手全員です。

よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

8月31日までこの議事は非公開としましたので、現段階では委員の皆さん限りということで、取り扱いにはご注意願います。

以上で、本日の議事は終了です。

次に、日程第6「その他」です。

委員の皆様や事務局から何かありますか。

* スポーツ課長が、小学生初心者水泳教室及び市民水泳大会の中止について報告した。

* 教育部長が、安中市小中学校適正規模及び配置に関する審議会について説明した。

○ 竹内教育長

それでは以上で、令和4年安中市教育委員会 7月期定例会を閉会いたします。
ありがとうございました。

◇ 総務課長

皆様、大変お疲れ様でした。

* 総務課長が、次回会議の周知を行った。

《令和4年8月期定例会》

- ・ 日時 8月24日（水） 午後2時から
- ・ 場所 松井田庁舎2階 第4会議室

◇ 総務課長

以上で散会いたします。